

### 3 クイック融資制度

令和6年6月版

#### 1 制度の概要（平成19年度創設）

##### (1) 制度の主旨

担い手が営農活動に伴い緊急に必要とする小口資金を融通するため、融資機関が企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用することで、申請書類提出から無担保・無保証人での融資の可否判断までを、最速1週間で行う仕組みを創設する。

##### (2) 制度の適用対象者

認定農業者又は一定の要件を満たす集落営農組織のうち、次のいずれにも該当しないもの。

ア 簿記記帳又は青色申告を現に実施していない。

イ 過去1年以内に、元本返済又は利息支払いが事実上延滞した。

ウ 農業所得に赤字や繰越欠損を有する、又は債務超過である。

##### (3) 対象となる制度資金

ア 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

※ 資金使途が負債整理の場合は利用不可。

イ 農業近代化資金

##### (4) 限度額

1借入につき500万円以下であること。ただし、同一事業に対する融資を故意に分割してクイック融資制度の適用を受けることはできない。

利用残高は通算せず、1借入につき500万円以下であれば繰り返し利用可能であるが、各融資機関の取扱により制限される場合がある。また、各資金の貸付限度額を超える借入はできない。

##### (5) 制度の前提

ア 融資機関が企業経営診断手法（スコアリング手法）を有しており、当該手法を活用した素早い審査体制が構築されていること。

イ 融資機関が各市町村特別融資制度推進会議から、クイック融資対象の案件に関する貸付の認定等について委任を受けていること。

#### 2 事務の流れについて

「クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等について」（平成19年3月30日付け18経営第7836号農林水産省経営局長通知。以下「クイック融資による手続」という。）に基づく事務処理手続きは、おおむね2-3-4ページのフローチャートによるものとする。

#### 3 各機関の役割

##### (1) 窓口機関

ア 関係書類の受理

窓口機関は、借入申込希望書兼経営改善資金計画書（基本要綱別紙1の(1)又は(2)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書のうち収支計画例を除いたものをいう。以下同じ。）等を受理する際は、添付書類の不備がないか

を十分確認した上で受理すること。

イ 同意書について

窓口機関は、書類の受理に当たり、借入希望者に対し、当該書類を関係機関に送付することがある旨について、同意を求め、同意書（基本要綱別紙1の(1)又は(2)の下段）にチェックの記入を求めること。

ウ 融資機関の選定

窓口機関は、2-2-6ページの「窓口機関の事務処理の考え方について」に基づき融資機関を選定し、選定された融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に關係書類を回付する。

なお、借受希望者が農業近代化資金によるクイック融資を希望する場合には、利子補給承認の結果によっては貸付利率が変更される場合があることをあらかじめ説明すること。

(2) 融資機関

ア 窓口機関から關係書類の回付を受けた融資機関は、受理した日から5営業日以内に、融資審査を行うとともに、併せて、推進会議から委任された認定等に関する審査（農業経営改善計画と資金計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還確実性等）を行うものとする。

※ 融資機関は、当該案件について、農地転用許可等の許認可手続きが必要ないか等、関係機関と調整の上、審査等を行うこと。

イ 融資機関は、審査の結果、資金計画の認定をした場合には、借受希望者に対し、受理日から6営業日以内に通知するとともに、正式な借入申込書（基本要綱参考様式3又は基本要綱参考様式3を参考にして当該受任融資機関等が定める様式）（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（基本要綱参考様式4又は基本要綱参考様式4を参考にして当該受任融資機関等が定める様式））、等の提出を求めるものとする。

また、推進会議事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所等を報告する（2-2-7ページ県参考様式1）。

ウ 融資機関は、審査の結果、クイック融資による融資を行わないと判断した場合、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に借入手続移行通知書（参考様式又は参考様式を参考にして当該受任融資機関等が定める様式）により通常手続きに移行することを、あらかじめ借入希望者が指定した方法により通知するものとする。

エ 融資機関は、農業近代化資金によるクイック融資の場合、貸付決定を行う前に農業近代化資金利子補給承認申請書一式を、当該融資機関の所在地を所管する県地域振興局及び支庁に提出し書類を受理される必要がある。

また、融資機関が貸付決定を行ったときは、当該決定をした営業日中に、県に対しその旨を通知すること（2-2-8ページ県参考様式2）。

(3) 県地域振興局等

ア 借入希望者に対する今後の経営指導のための情報として活用する。

イ 融資機関からクイック融資に係る農業近代化資金利子補給承認申請書

を受理した場合は、速やかに審査を行い、その諾否を融資機関に通知する。

(4) 市町村

経営改善関係資金と同様

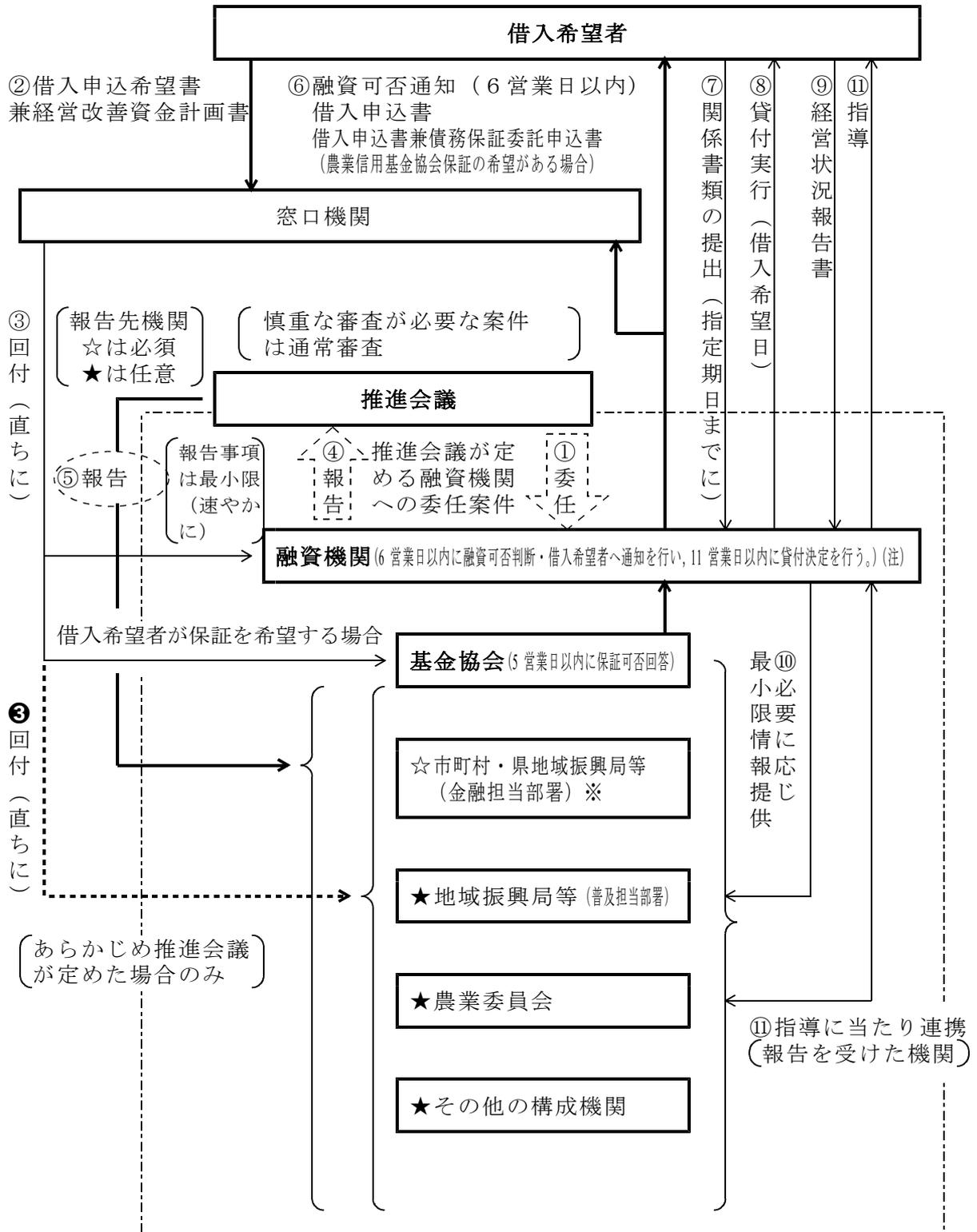
(5) 市町村特別融資制度推進会議

融資機関から認定の報告があった場合は、速やかに経営改善資金計画認定通知を行うものとする。なお、認定農業者に認定された際の農業経営改善計画及び同認定書の写しを添付すること（2-2-10ページ県参考様式4-1）。

#### 4 留意事項

- (1) 農業信用基金協会の保証に付す場合には、あらかじめ融資機関と基金協会が協議を行い、クイック融資に対応した保証条件を整備すること。
- (2) 農業近代化資金のクイック融資は、クイック融資分を加えた農業近代化資金の通算借入金残高が以下の金額を超える場合は、知事特認又は事前協議を要するため、利用できない。  
ア 個人 : 1, 800万円  
イ 法人 : 1億円
- (3) 融資機関は、貸付決定を行う前に利子補給承認申請書及び関係書類を県に提出し、受理される必要がある。また、借受希望者に対し、利子補給が不承認となった場合は、貸付金利が変更される場合があることをあらかじめ説明しておくこと。
- (4) クイック融資は、融資機関が、独自の責任で、無担保・無保証人で貸し付けても問題がないと判断した相手に融資を行うことが前提である。
- (5) 補助金交付決定等の遅れ等のため、補助残融資の自己資金分をクイック融資で対応する場合も想定されるが、クイック融資は、スコアリング手法により融資可否の判断で適とされた者のみが対象者となり、希望者全てが利用できるものではないため、事業の計画を立てる際は、当制度利用を前提とした資金利用計画としないこと。

## 5 クイック融資の事務処理手続



※市町村・県地域振興局等（金融担当部署）への回付・報告は利子助成等を行う場合に限る  
 （注）融資機関は、農業近代化資金の貸付決定をする前に農業近代化資金利子補給承認申請書一式を県に提出し、貸付決定した場合は当該営業日中に県にその旨通知すること。

平成19年3月30日18経営第7836号  
改正平成20年4月16日20経営第39号  
平成20年10月1日20経営第3734号  
令和2年3月30日元経営第3174号  
令和2年10月6日2経営第1667号  
令和4年3月31日3経営第3166号  
令和5年3月31日4経営第3164号

殿

農林水産省経営局長

クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の  
融資手続等について

担い手が営農活動に伴い緊急に必要とする小口資金を融通することを目的として、農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金について、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第2の1の注3に基づく、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用し、無担保・無保証人（記の第5の(1)の無担保・無保証人をいう。以下同じ。）での融資の可否を判断する融資審査の手続等について、下記のとおり定め、平成19年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、当該手続による融資審査の適切かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

記

## 第1 目的

現下の農政の最重要課題は、認定農業者等の担い手が生産量や耕作面積の大宗を占める農業構造を早急に実現することであり、そのためには、意欲と能力のある担い手を全国で相当数育成することが不可欠である。

このため、担い手が営農活動に伴い緊急に必要とする小口資金について、企業経営診断手法を活用した無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組み（以下「クイック融資」という。）を構築することにより、担い手の円滑な資金融通を図り、もって担い手の育成・確保を支援するものとす

る。

## 第2 内容

クイック融資の対象者等は、次のとおりとする。

### 1 対象者

クイック融資の対象者は、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けている者をいう。）又は集落営農組織（農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(1)のイ及び農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第2の1の(1)のイの集落営農組織に限る。）であって、次の要件に該当しないものとする。

- (1) 簿記記帳又は青色申告を実施していないもの
- (2) 過去1年以内に元本返済又は利息支払いが事実上延滞したもの
- (3) 農業所得（法人にあつては、経常利益）が赤字のもの若しくは繰越欠損金を有するもの又は債務超過のもの

### 2 貸付金の使途

クイック融資に係る貸付金の使途は、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の資金（ただし、同要綱第3の2の(7)の負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金を除く。）、農業近代化資金融通措置要綱第2の3の(1)の資金及び農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン第2の3の(1)の資金とする。

### 3 適用限度額

クイック融資による一回当たりの貸付けの限度額は、500万円とする。

## 第3 借入希望者の手続等

クイック融資による農業経営基盤強化資金（以下「スーパーL資金」という。）及び農業近代化資金の借入希望者の手続等は次に定めるところによるものとする。

- 1 借入申込希望書兼経営改善資金計画書（基本要綱別紙1の(1)又は(2)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書のうち収支計画例を除いたものをいう。以下同じ。）及び必要な添付書類の提出先は、基本要綱第4の1に定める窓口機関（以下単に「窓口機関」という。）とする。

- 2 借入者は、経営改善資金計画期間中、当該計画が達成されるまでの間、融資機関から求められた場合、決算書、青色申告書の写し又は基本要綱参考様式1若しくは基本要綱参考様式1を参考にして当該融資機関が定める様式により、経営状況を当該融資機関に報告するものとする。

#### 第4 特別融資制度推進会議の運営等

クイック融資を円滑かつ的確に実施するため、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「推進会議設置要綱」という。）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）の運営等は、次のとおりとする。

##### 1 受任融資機関等の審査等

推進会議設置要綱第3の3の(1)で委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関等」という。）は、借入希望者が窓口機関に対し提出した借入申込希望書兼経営改善資金計画書等を受理した日（以下「受理日」という。）から5営業日以内に、融資審査を行うとともに、併せて、推進会議から委任された認定等に関する審査（農業経営改善計画と資金計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還確実性等）を行うものとする。

##### 2 審査後の手続等

- (1) 受任融資機関等は、1の審査の結果、資金計画の認定をした場合には、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に通知するとともに、正式な借入申込書（基本要綱参考様式3又は基本要綱参考様式3を参考にして当該受任融資機関等が定める様式）（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（基本要綱参考様式4又は基本要綱参考様式4を参考にして当該受任融資機関等が定める様式））等の提出を求めるものとする。
- (2) 受任融資機関等は、(1)の通知を行った日から5営業日以内にすべての手続を完了させるために、期日を指定し、必要となる書類の整備・提出等を借入希望者に対して求めるものとする。
- (3) 借入希望者は、資金を必要とするときに受任融資機関等から確実に融資を受けることができるように、(2)で指定された期日までに、必要となる書類の整備・提出等を受任融資機関等に対して行うものとする。

##### 3 通常借入手続への移行

受任融資機関等は、1の審査の結果、基本要綱第3以下に規定する借入手続（以下「通常借入手続」という。）に移行すべきと判断した場合は、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に、通常手続移行通知

書（参考様式又は参考様式を参考にして当該受任融資機関等が定める様式）により、あらかじめ借入希望者が指定した方法により通知するものとする。

## 第5 その他

- 1 クイック融資は、無担保・無保証人（本融資に際して、新たに、融資対象物件に対する抵当権設定その他いかなる担保も徴せず、かつ、同一経営の範囲内の者その他いかなる保証人も立てないことをいう。なお、クイック融資においては、農業信用基金協会は保証人にはあたらない。）による融資とする。なお、農業信用基金協会の保証に付す場合には、あらかじめ民間金融機関と基金協会とが協議を行い、クイック融資に対応した保証条件を整備するものとする。
- 2 受任融資機関等（機関の役職員を含む。）は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報保護に関する規定を遵守するとともに、クイック融資に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。
- 3 窓口機関は、借入申込希望書兼経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、推進会議の定めるところにより当該借入希望書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるとし、これを個人情報の取扱いに関する同意書（基本要綱別紙1の(1)又は(2)）により行うこととする。

### 附則（令和4年3月31日付け3経営第3166号）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後のクイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等についての規定については、当分の間、従前の例によることができる。

### 附 則（令和5年3月31日4経営第3164号）

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

(参考様式)

## 通常手続移行通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 様

所在地  
名 称  
代表者  
電 話

年 月 日付けで、提出のありましたクイック融資にかかる借入希望書についての審査をしたところ、クイック融資によるご融資ができないと判断いたしましたので、ご通知申し上げます。

ただし、通常の農業経営改善関係資金(農業経営基盤強化資金、農業近代化資金)の審査に移行し、特別融資制度推進会議の審査、融資審査を行うこととなりましたので、お知らせ致します。その結果につきましては、年 月 日までにご連絡申し上げます。

なお、その際には、追加資料をご提出頂く場合や担保・保証人について別途調整させて頂く場合がありますので、ご承知おき願います。